



# 災害時要援護者の支援についてのお願い

この制度は、高齢者や障害のある方など災害が発生したときに一人で避難することが困難な方々（災害時要援護者）に対し、地域のみなさまに見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくことを目的としています。

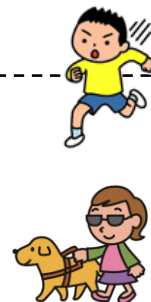
つきましては、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 災害時要援護者とは？

帯広市では、在宅の方で避難することに支障があるすべての方を対象としています。特に、次の①～⑥の方について制度周知に努めています。

優先把握対象者

- ① 「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
- ② 身体障害者で、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方



## 支援者がすること

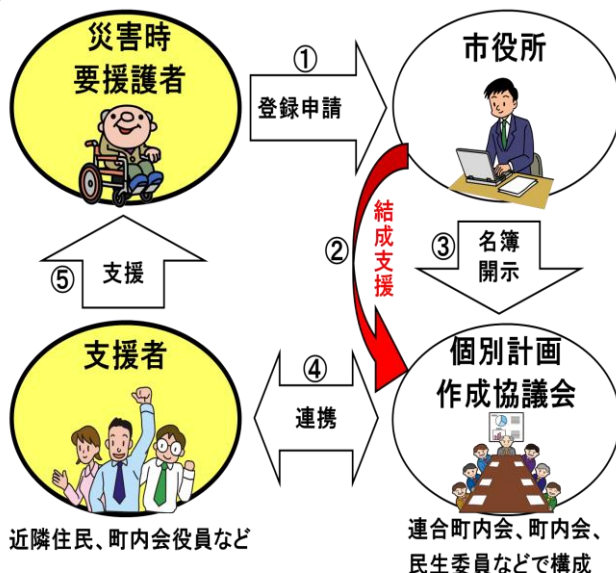
連合町内会単位を基本に、支援する組織（個別計画作成協議会）の設置を進め、災害時要援護者一人に対し複数の「支援者」をあらかじめ決め、支援計画を作成します。

支援者の役割

- ・ 避難経路の確認
- ・ 避難指示などの情報伝達
- ・ 避難所までの誘導
- ・ 安否確認 など



## 組織のイメージ図



※ この制度は、支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、災害時等の支援を保証するものではありません。また、支援者は、災害時要援護者の避難誘導等に関して、決してその責任を負うものではありません。

災害時要援護者についてのお問い合わせは

帯広市役所危機対策課危機対策係 電話/65-4103